

第二次大戦時の強制労働に対する
米国における対日企業訴訟について (続編) (三)

山 手 治 之

- I はじめに
- II Walker II 判決
- III Walker III 判決 (以上第三六・二七号)
- IV Jeong I 判決
- V Jeong II 判決
- VI McDonald 判決 (以上第三八号)
- VII Reinhardt 判決 (第二次大戦期日本強制労働訴訟連邦控訴審判決) (以上本号)
- VIII Jeong III 判決 (Jeong 事件カリフォルニア州控訴審判決)
- IX 若干の考察
- X おわりに

VII Reinhardt 判決 (第二次大戦期日本強制労働訴訟連邦控訴審判決)

(1) 経 過

前号で紹介した Jeong II 判決に対し、被告太平洋セメント株式会社は、二〇〇二年一月十四日ロサンゼルスのカ

リフォルニア州控訴裁判所（カリフォルニア州控訴裁判所第二控訴裁判区第八支部）に控訴した。二〇〇二年十一月四日の口頭弁論を経て、二〇〇三年一月十五日控訴裁判所の三人のパネル（判事団）は全員一致で、二〇〇一年九月一七日の連邦地裁判決（Walker III判決）と真反対に、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項（ヘイデン法）は合衆国憲法に違反しないという判決を下した。⁽¹⁾ 判決はポーランド（Paul Boland）判事が起草し、クーパー（Cardace D. Cooper）裁判長とルーベン（Laurence D. Rubin）判事が同意した。（以下、本稿ではJeong III判決と呼ぶ。）

判決は、結論として次のように述べる。

第三五四節六項を制定することによって、カリフォルニア州議会は、それらの基礎になる事実の発生から経過した時間の長さにもかかわらず、公序は奴隷・強制労働請求権の裁判所による審理を命じると決定した。議会は、カリフォルニア州居住者の被害の救済を可能にするために、厳格に定義された既存の請求権の出訴期限を遡及的に延長することによって、この公序を成就した。この議会の制定行為は、州の主権の適正な行使であった。われわれは、それゆえ、第三五四節六項は以下の理由により有効であると結論する。(1)連邦の条約または他の法律はそれを専占（preempt）しない、(2)その制定は外国に対してせいぜい偶然的または間接的影響しか及ぼさない、(3)その法律は合衆国憲法のデュー・プロセスに違反しない、そして(4)それが可能にする請求権は司法判断に適合しない政治的問題をひき起こさない。

こうして、訴訟は原審で実質審理に進む道が開かれたが、実際にはそうは行かないであろう。被告側はもちろん州最高裁判所に上訴するに違いないからである。⁽²⁾ 原告代理人の一人フィッシャー（Barry A. Fisher）弁護士も、この判決を重大な勝利と称したが、同時に彼は法的な闘いはカリフォルニア州最高裁判所、そしておそらくは合衆国最高裁判所まで続くであろうと語った。⁽³⁾

この州控訴裁判所の判決が出されたわずか六日後の二〇〇三年一月二二日、今度はサンフランシスコの連邦控訴裁判所（第九巡回区合衆国控訴裁判所）が第二次世界大戦期日本強制労働事件の控訴審（ナチ期奴隷労働訴訟の一件との併合審理）で、Walker III 判決と同じくカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項は連邦政府の排他的外交問題権限を侵害するから違憲であると判決した。⁽⁴⁾ 判決はラインハート（Stephen Reinhardt）判事、トロット（Stephen S. Trott）判事、シルバーマン（Barry G. Silverman）判事三人全員一致で行われ、執筆したのはラインハート判事である。（以下、本稿では執筆判事の名前から Reinhardt 判決と呼ぶ。）

本控訴審判決は、ドイツ企業を訴えた一件（*Deutsch v. Turner* 事件。第一審は、カリフォルニア中部地区連邦地方裁判所のウイルソン（Stephen V. Wilson）判事が二〇〇〇年八月二五日に判決）と日本企業を訴えた二八件の合計二九件を併合して行われた。二九件とも、主たる訴訟原因として、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に依拠しているからである。日本関係二八件の内訳は、原告が連合国（米国を含む）捕虜のケース一七件、フィリピン人（以下はすべて民間人）のケース四件、中国人三件、韓国人四件である。カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所のウォーカー（Vaughn R. Walker）判事のもとで、広域系属訴訟（*multidistrict litigation*）として一括審理されてきたものである。

ウォーカー判事は、これら二八件の訴えのうち、まず連合国（米国を含む）元捕虜から訴えられた一二件について、二〇〇〇年九月二二日の判決で、戦争の遂行中に日本および日本国民がとった行動から生じた損害に対する連合国および連合国民の請求権は、一九五一年の平和条約第一四條(b)項によって放棄されているとして訴えを却下した。⁽⁵⁾ 同判事のもとへ移送手続きが遅れていた同じ連合国元捕虜が原告の五件は、約三ヶ月後の同年十二月一三日の判決でこれに追加された。ついで、翌二〇〇一年九月一七日、ウォーカー判事は残りの訴訟について二つの判決を出した。一つは、フィリピン人（民間人）が提訴した四件を、フィルピンは平和条約を署名・批准した締約国であるから、連合

国捕虜の訴えと同じ理由に基づいて却下した。⁽⁶⁾二つ目は、中国人と韓国人(民間人)の訴えについて、彼らは平和条約の非締約国の国民であるから平和条約第一四條(b)項の拘束を受けず、またカリフォルニア州法第三五四節六項は彼らに適用される限り合衆国憲法によって専占されていないが、戦争賠償の問題に州が介入することは連邦政府の排他的外交問題権限の侵害で違憲無効であるとして、訴えを却下した。⁽⁷⁾

これらの判決で敗訴した原告が第九巡回区控訴裁判所に控訴し、それがラインハート判事らのもとで併合審理され、今回の判決が下されたわけであるが、同判事はそれぞれの原審判決に即してそれぞれの論理に対応した判決を提示するのではなく、第三五四節六項が違憲であるという一つの判決をもって、第一審の諸判決——それらは訴え却下の結論は同一であるがその理由は異なる——を支持した。

Reinhardt判決に対して、産経新聞によると原告側は第九巡回区控訴裁判所に再審理を申し立てるか、連邦最高裁判所に上訴する方針であるとい⁽⁸⁾い、ロサンゼルス・タイムズによると原告側は第九巡回区控訴裁判所のより大きいパネルによる再審理を求めるとい⁽⁹⁾う。なお、ロサンゼルス・タイムズは、南カリフォルニア大学のケメリンスキ(Erwin Chemerinski)憲法教授の次のような意見を伝えている。「通常、連邦控訴裁判所の判決は州の裁判所を拘束しないし、その逆もそうである。しかし、当面は、カリフォルニア州の法律を違憲とした第九巡回区控訴裁判所の判決は、州裁判所の判決を實際上役に立たなくする。結局は、合衆国最高裁判所が論争を解決しなければならぬであろう。」

以上見たごとく、第二次大戦中の強制労働の被害者に企業から補償を獲得するための私的訴権を付与するカリフォルニア州法をめぐって、地裁・高裁段階を通じて連邦裁判所と州裁判所とが真向から対立する構図が明白とな⁽¹⁰⁾った。そして、それはそのまま連邦政府とカリフォルニア州政府・議会との対立でもある。

事態は今後、Jeong 事件は被告側（日本企業）が州最高裁判所に上訴し（そして恐らくさらに敗訴した側が連邦最高裁判所に上訴する）、日本強制労働訴訟は原告側（元連合国捕虜、フィリピン・中国・韓国の民間人）が連邦最高裁判所に上訴し、州と連邦の最高裁判所で並行して裁判される可能性が高いであろう。Reinhardt 判決が第九巡回区控訴裁判所で再審理される場合でも、その結果の如何にかかわらず結局連邦最高裁判所に上訴されるであろう。いずれにしても、最終決着はケメリンスキ教授のいうように連邦最高裁判所においてつけられることになろう。

判決の日付からすれば、Jeong III 判決から紹介するのが順序であろうが、ここでは私の都合で Reinhardt 判決から先に紹介することにする。

註

- (1) *Taiheyo Cement Corporation v. Superior Court of the State of California for the County of Los Angeles*, 2003 Cal. App. LEXIS 57(C. A. Cal. 2nd Dist. 2003). なお、判決は <http://appellatecases.courtinfo.ca.gov/> でも入手可能。
- (2) 共同通信二〇〇三年一月十六日配信記事参照。
- (3) *Los Angeles Times*, Jan. 16, 2003 (by David Rosenzweig).
- (4) *Deutsch v. Turner*, 2003 U.S. App. LEXIS 850 (9th Cir., 2003). なお、判決は <http://www.ca9.uscourts.gov/> でも入手可能。
- (5) *In re World War II Era Japanese Forced Labor Litig.*, 114 F. Supp. 2d 939 (N.D. Cal. 2000) (*Forced Labor (Allied I)*). なお、判決は <http://www.cand.uscourts.gov/> でも入手可能。本稿では Walker I 判決と呼ぶ。
- (6) *In re World War II Japanese Forced Labor Litig.*, 164 F. Supp. 2d 1153 (N.D. Cal. 2001) (*Forced Labor (Filipinos)*). なお、判決は <http://www.cand.uscourts.gov/> でも入手可能。本稿では Walker II 判決と呼ぶ。
- (7) *In re World War II Era Japanese Forced Labor Litig.*, 164 F. Supp. 2d 1160 (N.D. Cal. 2001) (*Forced Labor (Koreans)*).

なお、判決は〈<http://www.cand.uscourts.gov/>〉でも入手可能。本稿では Walker III 判決と呼ぶ。

(8) 産経新聞二〇〇三年一月三日(ロサンゼルス二二日)片山雅文発)。

(9) *Los Angeles Times*, Jan. 22, 2003 (by Henry Weinstein).

(10) ただし、二〇〇三年二月六日、サンタ・アナの州控訴裁判所(カリフォルニア州控訴裁判所第四控訴裁判区第三支部)は、米兵捕虜事件の控訴審において、請求権は平和条約によって放棄されているとして、オレンジ郡上位裁判所のマクドナルド(William F. McDonald) 判事に先の命令を撤回し訴訟を却下する新たな命令を出すよう指示した(*Mitsubishi Materials Corporation v. Superior Court of Orange County*, 2003 Cal. App. LEXIS 182 (C. A. Cal. 4th Dist. 2003)). なお、判決は〈<http://appellatecases.courtinfo.ca.gov/>〉でも入手可能)。

州裁判所に系属中のすべての米兵捕虜訴訟の trial 裁判官に任命されたマクドナルド判事は、二〇〇一年一月一九日、捕虜またはその配偶者が提訴した三つの事件の合同裁判の判決 (*Dillman v. Mitsubishi Materials Corp.*, No. 814430 (Orange Super. Ct. 2001) (Spe. Tit. In Re Japanese P.O.W. Cases, Judiciary Council Coordi. Proc. No. 4153)). 判決は〈<http://www.justiceforveterans.org/>〉で入手可能)で、訴訟却下を主張する被告会社の申立てを退けて、手続きを進める命令を出した。平和条約の適用については事実的争点があるから実質審理を必要とし、連邦の排他的管轄権および専占の主張については、第二次大戦の請求権の問題を独占する議会の意思表示はなく、また政治的問題の理論は私人の私人に対する本件訴訟には適用がないとする。かくして、連邦地裁の Walker I 判決と同種類の事件について、州上位裁判所の McDonald 判決の内容は正反対のものとなった(詳しくは、拙稿「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」(続編)(2)『京都学園法学』三八号(二〇〇二)八五―九二頁参照)。

これに対して、被告が州控訴裁判所に控訴し、今回の二月六日の判決となった。判決は、シルス(Sills) 裁判長が執筆して、ライラールスタム(Rylaarsdam) 判事とオレアリ(O'Leary) 判事が同意した。判決は、請求権が一九五一年の平和条約で解決済みであるという、連邦政府の解釈に賛成の立場をとった。「連邦政府が条約の効果に関する議論において勝っている。端的に言えば、条約は本訴訟の続行を不可能にしている」と判決は述べた。

こうして、カリフォルニア州の州裁判所も一枚岩ではなく、自分の州の議会がつくった制定法を客観的に分析する裁判所

もあることが証明された。

（2） 判 決

この判決は、連邦控訴裁判所の判決として、アメリカにおける第二時大戦時の日本強制労働に関する対日本企業訴訟の今後の展開に大きな影響を与えると考えられるので、要旨でなく全文翻訳のかたちで紹介する（ただし、出訴期限の個所は省略）。

なお、判決（正確には意見（*opinion*））の全体の構成を先に示しておく。

背 景

I. 事 件

A. ドイツチュウターナー (*Deutsch v. Turner*)

B. 第二次世界大戦期日本強制労働訴訟 (*In re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation*)

II. 外交問題理論 (*foreign affairs doctrine*) に基づく第二五四節六項の合憲性

A. 第三五四節六項とその効果

B. 外交問題理論の分析

III. 出訴期限

IV. 裁判管轄権

結 論

* * * * *

これらの併合された諸事件の原告Ⅱ控訴人は、第二次世界大戦中にドイツおよび日本の企業のために奴隷労働者として労働することを強制されたと主張する。彼らは未払いの賃金と強制労働の過程で被った他の残酷な被害に対する損害賠償その他の救済を求める。被告Ⅱ被控訴人はこれらの残酷行為を行ったとされる企業（またはこれらの企業の承継者ないし関係会社）である。

一九九九年に制定されたカリフォルニア州の法律は、第二次世界大戦奴隷労働にかかわる請求について、かかる被告に対する訴訟原因を創設する（カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項⁽¹⁾）。この法律に基づいて、これらの請求は二〇一〇年一月三十一日以前に開始されれば、出訴期限によって阻止されない。控訴人は種々の制定法および判例法上の救済請求権を主張するが、それらはすべて、不法行為（*WRONGS*）が行われてから多くの年月を経た後に訴訟を提起するための第一次的な根拠として第三五四節六項に依拠する。気は進まないが、われわれは第三五四節六項は合衆国憲法に基づいて無効であり、またそれがなかったため控訴人の残りの請求権は出訴期限によって阻止されると判示する。

(1) 同法律は「奴隷労働者」(§354.6 (a) (1)) と「強制労働者」(§354.6 (a) (2)) とを区別しているが、この区別は本意見における分析には一般に重要ではない。われわれは両方のカテゴリーの労働者を示すために一般的に「奴隷労働者」の用語を使用する。

背 景

これらの事件は、第二次世界大戦中ドイツと日本の企業がドイツ軍や日本軍に捕らえられた民間人と軍人に加えた恐るべき虐待に関するものである。企業とその経営者は、政府の協力と奨励のもとに、多くの個人を残酷な目に合わせ、賃金なしに長時間労働させた。奴隷労働者はしばしば栄養不良になり、なぐられ、危険な状態にさらされ、そして医療を拒否された。多くの者が殺害され、他の者は彼らが受けた酷使の結果死亡した。これらの奴隷労働者のなか

に、いたましくも、ホロコースト——かつて文明国（または非文明国）の人々によって行われた極悪の行為、歴史上類例のない行為——の被害者となった多くの人々がいた。実に、ホロコーストは、反ユダヤ主義運動——今日なお世界の余りに多くの部分にはびこっている現象——として知られる絶えざる人間的境遇の最悪の歴史的現われである。⁽²⁾

(2) 第三五四節六項の意図された受益者は、明らかにホロコースト生存者である。同規定は「強制収容所」や「ゲット」について述べ、「ナチ政権」以外は国家の名をあげず、そして連合国の敵国を示す通常の集合的用語である「枢軸国」という言葉を全く使用していない。皮肉なことに、われわれの前にある事件の数十万の原告のなかに、ホロコースト生存者はたった一人しかない。他のすべての原告は、アジアにおいて日本の会社から被害を受けた。カリフォルニア州の法律の意図された目的が何であれ、第三五四節六項の文言は一人のホロコースト生存者の請求権だけでなく、すべての原告の請求権を包含するだけの十分な広さをもっているようにみえる。われわれはそのように推測することにおいて、地方裁判所とすべての当事者にしたがうものである。

I. 事件

A. ドイツチュ対ターナー (Deutsch v. Turner)

控訴人ジョーゼフ・チボール・ドイツチュ (Josef Tibor Deutsch) による訴訟は、日本企業ではなくドイツ企業によって行われた不法行為に関するわれわれの前にある唯一の訴訟であり、地方裁判所によって他の事件と併合されなかった唯一の訴訟である。言いかえれば、それは本法廷に係争中の唯一のホロコースト事件であり、そして日本の事件の大部分と異なって原告は一人だけである。

現在カリフォルニアの住民であるユダヤ人ドイツチュはハンガリで生まれ育った。ドイツチュは、彼が子どもであった一九四四年に、ナチスが町を支配し彼と兄「弟？」のゲオルク (Georg) をアウシュヴィッツへ移送したと主張する。そこで兄弟は拷問され、奴隷として一日十四時間、週七日労働を強制された。彼らの労働はナチ政府と協定を結

んだ私企業のためになされた。その協定により、私企業は奴隷の労働に対して一般賃金よりも少なくナチスに支払った。ドイッチュ兄弟が働いた企業に被控訴人ホヒチーフ社 (Hochet AG. ドイツの最も大きくかつ古い建設会社の一つ) が含まれていた。奴隷労働者を監督するホヒイチーフの従業員が、ドイッチュの兄ゲオルクを殴った。ゲオルクは結局その傷がもとで死んだ。ドイッチュは、幸運のめぐり合わせでユダヤ教徒の大多数と異なつて生き残った。

二〇〇〇年四月七日、ドイッチュはホヒチーフ社、ターナー・コーポレーション (ホヒチーフが全株式を所有するデラウェア州の子会社)、およびキツチェル・コーポレーション (Mitchell Corporation. ホヒチーフが一部所有するアリゾナ州の会社) を相手取つて、カリフォルニア州の上位裁判所に訴状を提出した。ドイッチュは感情的苦痛の意図的付与、カリフォルニア営業・専門職業法に基づく違法な営業行為、提供役務相当金額の請求 (quantum meruit) 「契約違反による損害賠償と区別された準契約に基づく現状回復的な役務相当額の請求——山手」、および不法死亡 (wrongful death) 「不法行為により死亡した者の一定の生存近親者は、その死亡により自己が受けた損害の賠償を求める訴権が制定法により与えられている——山手」を主張した。訴訟は州籍の相違に基づく管轄権 (diversity jurisdiction) を理由に連邦裁判所に移管された。

不法行為後長期間経て訴訟を提起するドイッチュの根拠は、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項である。それは上位裁判所に、「第二次世界大戦奴隷労働被害者」もしくは「第二次世界大戦強制労働被害者」または彼らの相続人によつて、「直接または子会社を通じて、当該労働が行われた企業またはその利益承継者」に対して提起された請求権を審理する裁判管轄権を付与する (§354.6 (b))。第三五四節六項は、本来なら適用可能な出訴期限にかかわらず、かかる訴訟が二〇一〇年二月三十一日まで提起されることを認める (§354.6 (c))。

地方裁判所は、司法判断に適合しない政治的問題を提起するとして訴訟を却下した (*Deutsch v. Turner*, No. CV 00-4405 (C.D. Cal. Aug. 25, 2000))。

B. 第二次世界大戦期日本強制労働訴訟 (*In re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation*)

われわれの前にある併合上訴事件はまた、被害者および被害者の相続人が日本企業に対して提起した二八の訴訟を含んでいる。いくつかは集団訴訟として提起された。非常に多くの訴状があり、また詳細な事実的主張はわれわれの決定に関係がないから、ここでは種々の控訴人が被った被害の詳細は述べない。ドイツと異なり、彼らは——ある者は民間人であり、ある者は捕虜になった軍人である——その宗教のゆえに選定されたものではなかったし、ある人種のないし宗教的グループを絶滅する全体計画の被害者でもなかった。彼らは、日本の戦争努力に敵対したか、あるいは単に悪いときに悪い所に居たために、日本の奴隷労働プログラムに従わせられた。いずれにしても、彼らはすべて飢餓、殴打、肉体的精神的拷問、換気されない船倉に積み込まれての輸送、そして熱帯の太陽の下で水も与えられずに長距離の行進の強制、といったことを含む重大な虐待を受けた。ある者は生き残ったが、他の者は処刑され、または病氣もしくは肉体的酷使が原因で死亡した。

日本企業に対する訴訟のうちの一七二件は、第一審としてカリフォルニア州上位裁判所に提起されたが、一件は最初からカリフォルニア中部地区合衆国地方裁判所に提訴された。原告たちは、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に基づく請求権を主張して、また、それに加えて不法な身体的接触 (*assault and battery*)、不当利得、共同謀議、不法監禁、感情的苦痛の意図的付与、横領、提供役務相当金額の請求、カリフォルニア州営業・専門職業法第一七二〇〇節以下に基づく不正な営業行為、カリフォルニア州刑法第一八一節およびカリフォルニア州憲法第一条§6に基づき意思に反する苦役 (*involuntary servitude*)、ならびに外国人不法行為請求権法 (*Alien Tort Claims Act*, 28 U.S.C. §1350) を申し立てて、損害賠償その他の救済を要求する。彼らは被害を与えた日本企業ならびにその承継者および関連会社の両方を被告として指名する。州裁判所に提起された訴訟は連邦裁判所に移管された。それからすべての訴

訟がカリフォルニア北部地区合衆国地方裁判所に併合された。北部地区地方裁判所は差戻しの申立てを退け、そしてすべての訴えを却下した。

大半の日本強制労働事件の控訴人は、これらの訴訟の根拠をなす出来事が発生したとき、合衆国または他の連合国の国民であった。その多くは軍務について捕虜になった。地方裁判所の判事は、連合国と日本国との間の戦争を終了させた平和条約の規定によって阻止されるという理由で、⁽³⁾ これらの事件を却下した (*In re World War II Era Japanese Forced Labor Litig.*, 114 F. Supp. 2d 939, 944-49 (N.D. Cal. 2000)(*Forced Labor (Allied I)*); *In re World War II Era Japanese Forced Labor Litig.*, No. MDL-1347 (N.D. Cal. Feb. 8, 2001) (*Forced Labor (Allied II)*); *In re World War II Japanese Forced Labor Litig.*, 164 F. Supp. 2d 1153, 1157 (N.D. Cal. 2001) (*Forced Labor (Filipinos)*)。)

(3) この効果を有する規定は第一四条(b)項である。それは次のように定める。

「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた連合国およびその国民の他の請求権、ならびに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」

地方裁判所は、連合国国民による日本企業に対する請求権は、「戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた連合国およびその国民の他の請求権」を放棄する箇条にもとづいて阻止されると判示した (*Forced Labor (Allied I)*, 114 F. Supp. 2d at 944-49 (N.D. Cal. 2000))。

日本の残りの事件の控訴人は、韓国および中国の国民である。地方裁判所は、彼らは連合国の国民すなわち連合国と日本国との間の平和条約の署名国の国民ではないから、彼らの請求権は平和条約によって影響されないと判示した

(*In re World War II Era Japanese Forced Labor Litig.*, 164 F. Supp. 2d 1160, 1165-68 (N.D. Cal. 2001) (*Forced Labor (Koreans)*))。にもかかわらず、裁判所はこれらの事件を、第三五四節六項は合衆国の外交問題権限 (foreign affairs powers) に対する違憲の侵害であるという理由、および残りの「第三五四節六項以外の訴訟原因に基づく——山手」請求権は出訴期限に

よつて阻止されるという理由で却下した (Id. at 1168-78)。

II. 外交問題理論 (foreign affairs doctrine) に基づく第三五四節六項の合憲性

A. 第三五四節六項とその効果

すべての控訴人がカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に依拠する。この規定は全体として読んだ場合に最もよく理解することができるから、全文引用しておく。

§354.6.

(a) 本節で用いられる場合、

(1) 「第二次世界大戦奴隷労働被害者」 (Second World War slave labor victim) は、ナチ政権、その同盟国および同調国によつて、またはナチ政権もしくはその同盟国および同調国の占領下もしくは支配下にある地域で事業を行った企業によつて、一九二九年から一九四五年の期間の間に、賃金の支払いなしに労働するために、強制収容所もしくはゲットーから連行されたかまたは強制収容所への輸送からもしくはゲットーから転ぜられた者を意味する。

(2) 「第二次世界大戦強制労働被害者」 (Second World War forced labor victim) は、ナチ政権、その同盟国もしくは同調国に征服された一般住民、またはナチ政権、その同盟国もしくは同調国による捕虜であつて、ナチ政権、その同盟国および同調国によつて、またはナチ政権もしくはその同盟国および同調国の占領下もしくは支配下にある地域で事業を行った企業によつて、一九二九年から一九四五年の期間の間に、賃金の支払いなしに労働することを強制された者を意味する。

(3) 「補償」 (compensation) は、個人が支払いを受けるべきであつた賃金および諸手当の現在の価値、な

らびに行つた労働に関連して被つた権利侵害に対する損害賠償を意味する。現在の価値は、それが行われた時点における役務の市場価値を基礎に、戦時中または戦後の平価切下げによる減少なしに役務が行われたときから完全な支払いの日まで年複利で計算された利子を加えて計算されなければならない。

(b) 第二次世界大戦奴隷労働被害者、または第二次世界大戦奴隷労働被害者の相続人、第二次世界大戦強制労働被害者、または第二次世界大戦強制労働被害者の相続人は、第二次世界大戦奴隷労働被害者または第二次世界大戦強制労働被害者として行つた労働に対する補償を、当該労働が行われた企業またはその利益承継者から、直接にまたは子会社もしくは関連会社を通じて (either directly or through a subsidiary or affiliate) 獲得するために訴訟を提起することができる。その訴訟は、本カリフォルニア州の上位裁判所に提起することができる。そして同裁判所はその完了または解決まで当該訴訟に対する管轄権を有しなければならない。

(c) この「第三五四・六」節に基づいて提起された訴訟は、それが二〇一〇年一月三十一日またはそれより前に開始されるならば、適用可能な出訴期限を遵守しなかつた理由で却下されてはならない。

控訴人および法廷の友としてのカリフォルニア州は、その効力範囲をサブセクション(c)に定められている出訴期限に関する規定に縮小することによつて、第三五四節六項を純粹に手続的な規定として性格づけようとする。彼らは、第三五四節六項の効果のすべてはナチ期奴隷労働の救済のために主張しうる既存の請求権の出訴期限を延長することであると主張する。彼らは、奴隷労働を禁止する広範囲にわたる実体法——それは州制定法と判例法、合衆国憲法、および国際法を含む——を引用する。サブセクション(c)における「適用可能な出訴期限」への言及は彼らの解釈を支持する。すなわち、もし出訴期限がすでに「適用可能」であるとするならば、それは恐らくサブセクション(c)が第三五四節六項に基づいて創設された訴訟原因よりもむしろすでに存在する訴訟原因を想定しているから

である。

しかし、第三五四節六項は、サブセクション(c)を条文の他の部分から切り離して見た場合にしか、純粹に手続的な規定と見ることはできない。最も重要なサブセクション(b)の第一文は、一定の個人が一定の不法行為に対して「訴訟を提起することが出来る」(may bring an action)と規定することによって訴訟原因(a cause of action)を創設する(Verizon Md. Inc. v. Pub. Serv. Comm'n, 535 U.S. 635, 122 S. Ct. 1753, 1759 (2002)) (当事者は「訴訟を提起することが出来る」と規定する制定法の言葉は、「私的訴権の授与と解釈される」ことに注目)参照)。他の制定法であれ他の法体系であれ、奴隷労働について前から存在する訴訟原因を控訴人が列挙していることは、したがって無駄なことである。先に存在する法にかかわりなく、カリフォルニア州議会は、ナチスおよびその同盟国・同調国によって奴隷労働に従事させられた者に対して固有の訴訟原因を創設する方法を選んだ。もしこの解釈の確認が必要なら、それは新しい訴訟原因の詳細を定めた第三五四節六項の文章に見出される。第三五四節六項はその訴訟原因に基づいて訴えを起すことができる原告の種類を定義し(§354.6(a)(1), (2)参照)、損害賠償額を算定するための方法を設定し(§354.6(a)(3)参照)、不法行為者の関連会社の責任に関する特別の規定を設けた(§354.6(g)参照)。出訴期限条項自体の文言さえ、出訴期限の適用を「本節に基づいて提起される訴訟」に限る。かくして、それは第三五四節六項が訴訟原因を創設することを確認する。

第三五四節六項の手続的性格についての控訴人の唯一残されている主張は、それが民事訴訟法(第二編「民事訴訟を開始する時点」)に規定されていることである。しかし、制定法の規定の意味が明らかでない場合、われわれは節の標題や見出しに依拠しない(Brotherhood of R. R. Trainmen v. Baltimore & Ohio R. R., 331 U.S. 519, 528-29 (1947))のと同く、法典編纂の体系のなかで議会がその規定のために選んだ場所に依拠しない(Bass v. Stolper, Koritzinsky, Bruster & Neider, S.

C. 111 F.3d 1322, 1328 (7th Cir. 1997) 参照)。第三五四節六項を手続法典に編入した理由は、いずれにしても説明は難しくない。実際、同規定の最も目立つ点は、被害の発生から六〇年以上も後になって訴訟を許すその出訴期限である (§354.6(c))。それゆえ、第三五四節六項の位地は、同規定が実体的性格であるというわれわれの見解を変えるものではない。

当事者は、主として被控訴人のデュー・プロセス違反の主張の文脈において、第三五四節六項が実体的であるか手続的であるか論じた。われわれはそれについては取り上げない。しかし、同規定の実体的性格は、われわれが次に論じる外交問題理論の分析にも関連がある。なぜならば、州は単に既存の権利・義務の執行を図る場合よりも、権利・義務を変更または創設しようとする場合にその権限の範囲を越えがちであるからである。第三五四節六項は実体法であるから、出訴期限を延長すること——それ以上のことなしに——が法的に許されるか否かを論じる機会はない⁽⁴⁾。

(4) たとえ単なる手続的規定であったとしても、第三五四節六項は既存の請求権の出訴期限を単に延長するだけにとどまらない。それはすでに出訴期限によって阻止されている請求権を現実に復活させる。この責任の復活は——民事責任であっても——問題が生じる。かかる復活がデュー・プロセスに違反するか否かここでは取り上げない。

B. 外交問題理論の分析

被控訴人は、第三五四節六項はカリフォルニア州の外交問題にたずさわる権限を越えると主張する。われわれもこの意見に賛成である⁽⁵⁾。

(5) 若干の控訴人は、彼らの請求権に対して連邦裁判所は裁判管轄権を欠くと主張する。この問題は後でとりあげる。

「合衆国」憲法は外交問題に対する明示的、一般的権限を創設しないで、外交問題に関連する特定の権限を特定の連邦アクター（行為者）に割り当てる。憲法は大統領を「合衆国陸海軍の最高司令官」に指名し（U.S. Const., art. II,

§2, cl. 1)、そして彼に「上院の三分の二の出席議員が賛成すれば、条約を締結し」、「上院の助言と同意」を得て「大使を任命し」(id. cl. 2)、「大使およびその他の外交使節を接受する」(id. §3) 権限を付与する。憲法は議会に、「……関税、輸入税および消費税を賦課徴収し」、「共通の防衛に備え」(id. art. I, §8, cl. 1)、「外国との通商を規律し」(id. art. I, §8, cl. 3)、「帰化の統一的規則を制定し」(id. cl. 4)、「海賊行為および公海で行われる重罪、ならびに国際法に違反する犯罪を規定して処罰し」(id. cl. 10)、「戦争を宣言し、捕獲免許状を付与し、ならびに陸上および海上における捕獲に関する規則を設け」(id. cl. 11)、「陸軍を募集してこれを維持し」(id. cl. 12)、「海軍を備えてこれを維持し」(id. cl. 13)、「陸軍および海軍」の規律を定める (id. cl. 14) 権限を付与する。

憲法はこれらの外交問題権限を個別的に連邦政府に配分すると同時に、州が一定の外交関係権限——明示的に連邦政府に配分されたものの中のあるものその他のいくつかのもの両方を含む——を行使することを明示的に禁止する。「州は、条約、同盟、または国家連合を締結し、捕獲免許状を付与してはならないし」、議会の同意を得ずに「輸入または輸出に対して輸入税または関税を賦課し」、「平時に軍隊または軍艦を備え」、「……外国と協定または盟約を締結し」、「現実には侵入されない限り戦争をしてはならない」(id. §10)。

「1」 憲法は一般的外交問題権限について言及していないし、かつ外交問題に関連するいくつかの指定された権限しか明示的に州に否定していないから、人は一定の例外を除いて州は彼ら自身の外交政策を遂行する自由があると考えるかもしれない。しかし、これは正しくない。それとは反対に、「連邦」最高裁判所は以前から、憲法の条文に個別に規定された外交問題権限を、外交問題に関する権限が連邦政府に保留されているという一般的に適用される憲法原則の反映と見なしてきた。最高裁判所は、ときどき、この原則を包括的な表現で述べた。たとえば、「対外問題に関する権限は州と分有されない。それは排他的に連邦政府に付与されている」と宣言した (*United States v. Pink*, 315

U.S. 203, 233 (1942). また、*Chae Chan Ping v. United States*, 130 U.S. 581, 606 (1889) (*The Chinese Exclusion Case*) (「地方的關心事にはそれぞれの州が存在する。しかし、外国との関係を含む全国的目的にとつては、われわれはただ一つの人民、一つの国民、一つの国家である。」) 参照)。

[2] この一般原則の含意は、「条約(または連邦の制定法)がない場合でも」、州は「それ自身の外交政策を設定する」ことによつて憲法に違反することがあると(いう)のである (*Zschernig v. Miller*, 389 U.S. 429, 441 (1968))⁽⁹⁾。 *Zschernig* 事件は、非居住の外国人によつて要求された不動産を、合衆国の国民がその外国人の居住国に相互的な権利を有し、かつその国にいる外国人相続人がオレゴン州にある不動産の収益を没収されないで受け取ることができると有しないかぎり州に復帰 (*escheat*) させることを規定した、オレゴン州の制定法に関する事件である。最高裁判所は、この種の相互主義的制定法は文面上は無効ではないけれども、それを適用した遺言検認法廷 (*probate courts*) は許すことができないほど、

特定の外国に対する政府の種類についての調査——彼らの法律の下において外国人は執行しうる権利を有するかどうか、いわゆる「権利」は単なる役人の気まぐれな施しにすぎないかどうか、外国の領事、大使、その他の代表の代表権は信頼できるかまたは誠実になされているかどうか、特定の外国の法体系の現実の執行に没収の要素があるかどうか——

に依拠した、と判示した (*Id.* at 434)。要するに、最高裁判所は、その制定法の適用は特定の国の公表された法律の評価よりも、その国の政治制度がオレゴン州の裁判所の見地からみて正当であるか否かにかかっていると判断した (*Id.* at 440) (州裁判所が共産主義国家とファシズム国家はオレゴン州民のそれと互換的な権利を付与しないと判示したことに注目) (参照)。州法の適用を外国の政治システムに条件づけることは、「憲法が大統領と議会に委託した外交問題の分野

に対する州による侵害」であった（*Id.* at 432）。

（6）この理論は“dormant foreign affairs preemption”（眠れる外交問題専占）または簡潔に“the foreign affairs power”（外交問題権限）として言及されてきた（*Gerling Global Reinsurance Corp. of Am. v. Low*, 240 F.3d 739, 751 n. 9 (9th Cir. 2001), cert. granted sub nom. *Am. Ins. Ass'n v. Low*, 71 U.S. L.W. 3373 (2003) 参照）。

しかし、*Pink* 事件および *Chinese Exclusion Case* 事件の幅広い表現にもかかわらず、*Zschernig* 事件は「最高裁判所が外交問題権限の侵害として州の制定法を取り消した唯一の事件」である（*Int'l Ass'n of Indep. Tanker Owners v. Locke*, 148 F.3d 1053, 1069 (9th Cir. 1998), *rev'd in part on other grounds sub nom. United States v. Locke*, 529 U.S. 89 (2000)）。*Zschernig* 事件は極く稀に適用された。最高裁判所が、制定法は「外国に偶然的または間接的效果」しか与えない場合には、それは憲法に違反しないと考えてきたからである（*Clark v. Allen*, 331 U.S. 503, 517 (1947)（後に *Zschernig* 事件で攻撃されたのと類似の制定法を文面的に支持⁽⁷⁾））。

（7）しかし、他の裁判所は外交問題理論に基づいて制定法を無効にしたことがある（たとえば、*Nat'l Foreign Trade Council v. Natsios*, 181 F.3d 38, 49-61 (1st Cir. 1999)（「マサチューセッツ州およびその機関がビルマと取引をした個人または会社から物品またはサービスを購入することを制限するマサチューセッツ州の法律を無効とした」）*aff'd on other grounds sub nom. Crosby v. Nat'l Foreign Trade Council*, 530 U.S. 363 (2000)）および *Springfield Rare Coin Galleries, Inc. v. Johnson*, 115 Ill. 2d 221, 236-37 (1986)（一般的に適用される州税免除から南アフリカの硬貨を除外する州の制定法を無効とした）参照）。

「連邦政府の外交問題権限は……裁判所によってめったに援用されない」ことに留意して、われわれ「第九巡回区控訴裁判所——山手」は第三五四節六項と表面上類似性をもったカリフォルニア州の制定法を、*Zschernig* 判決に基づいて無効にすることを拒否した（*Gerling Global Reinsurance Corp. of Am. v. Low*, 240 F.3d 739, 752 (9th Cir. 2001), cert. granted sub nom. *Am. Ins. Ass'n v. Low*, 71 U.S.L.W. 3373 (2003)）。*Gerling* 事件は、カリフォルニア州のホロコースト被害

者保険救済法 (Holocaust Victim Insurance Relief Act, Cal. Ins. Code §§13800-13807 (“HVIRA”)) に関する事件である。そして、この法律は、カリフォルニア州で営業する保険業者に、彼らまたは彼らの「関連」会社がヨーロッパで販売し、かつ一九二〇年から一九四五年までの期間に効力を有していたすべての保険証券について一定の情報を提出することを求める (Id. また、*Gerling*, 240 F.3d at 743, 753 参照)。HVIRA が外交問題に関連することを認めながら、われわれは二つの要素の組み合わせからそれを合憲と判断した。第一に、「HVIRA は文面上商業にのみ関連がある」——かくして、それは最高裁判所の外交問題の判例よりもむしろ対外通商の判例に基づいて考察されるべきである。第二に、HVIRA は「文面上特定の外国に向けられていない」——かくして、それは連邦政府の外交関係に介入するおそれが比較的少ない (Id. at 753)。

Gerling 判決は、対外問題への州の関与に対する一般的禁止が若干の判決のいうほど広くないことを示すが、それはまたわれわれの前にある事件に意味のある分析方法を示唆する。とくに、*Gerling* 判決は、制定法を、それらが影響を与える外交問題機能に従って区分する。*Gerling* 判決は、「主として対外通商に関連する」制定法が、外交問題権限に基づいて無効とされる可能性が最も少ない部類に属することを示唆する (Id.)。通商の規制は、端的に言って州が立ち入れない外交問題権限の中心事項ではない。⁽⁸⁾ 本件に関しては、われわれは外交問題権限のもう一つの部類——すなわち戦争請求権を解決する手続を設定する権限を含む戦争を行いかつ解決する連邦政府の権限——の外交問題分析であることを重視しなければならない。

(8) ただし、対外通商に対する州の規制は、他の憲法上の理論に基づく憲法の制限を越えることがある (たとえば、*Bankers Bank PLC v. Franchise Tax Bd.*, 512 U.S. 298, 328 (1994) (州の国際租税報告制度が、眠れる通商条項か、または連邦政府の「一つの声」で話す能力のどちらかに違反するかどうか考察した) 参照)。

『3』 憲法も裁判所も州に否定される外交関係権限の正確な範囲を定義していないけれども、戦争に関する事項がこの権限の核心の一部をなすことは明白である。大統領と議会に外交問題権限を付与する憲法の十一項目（上述）のうち、七項目は戦争を準備し、戦争を宣言し、戦争を遂行し、または戦争を解決することに関するものである。⁽⁹⁾ 州の外交問題権限に対する憲法の明示的制限の大部分もまた戦争に関係する。⁽¹⁰⁾ 憲法に規定されている明示的には戦争に係のない外交問題権限でさえ、一部分、戦争を防止するための企図として理解することができる。実際、『フェデラリスト』が証明するように、新憲法の賛成者は外交問題における不統一は不必要な戦争をひき起こすおそれがあると信じていた（たとえば、『The Federalist, No. 3, at 13 (Clinton Rossiter ed., 1961)』）（「より少ない戦争の正当な原因は連邦政府によって与えられるであろう。そして、それらを調停し友好的に解決することもまた、それ以上に彼らの権限である。」）参照。外交問題権限に基づく最高裁判所の諸判決もまた、一部分、この心配にかられている。たとえば、*Zschernig* 事件で争われた財産相続規定は、表面的には戦争に関係がないにもかかわらず、冷戦の絶頂期に活動していた最高裁判所によって、外国勢力に対する潜在的挑戦とみなされた。最高裁判所はその規定を攻撃して述べた。「経験は、最も危険な時機の国際論争——それは時には戦争にさえ導く——が、ある政府によって加えられたかまたは容認された他の国の国民に対する不法行為——実際のまたはそう思いこまれた——から生じうることを示している」（389 U.S. at 441）（*Hines v. Davidowitz*, 312 U.S. 52, 64 (1941) を引用して）。戦争に関連のある問題は、連邦政府のみが取り組むことができる。

(6) U.S. Const., art. II, §2, ch. 1 (大統領を最高司令官に指名する)；*id.* cl. 2 (大統領に上院の助言と同意を得て条約を締結する権限を付与する)；*id.* art. I, §8, cl. 1 (議会に「共通の防衛に備える」権限を与える)；*id.* cl. 11 (議会に戦争を宣言する権限を与える)；*id.* cl. 12 (議会に陸軍を募集し維持する権限を与える)；*id.* cl. 13 (議会に「海軍を備え維持する」権限を与

える); *id.* cl. 14 (議会に「陸軍および海軍」を規律する権限を与える)。

(10) *id.* §10 (州に「条約、同盟、または国家連合」を締結し、議会の同意を得ずに「平時に軍隊または軍艦を維持し」、「現実に侵入されない限り戦争をする」ことを禁止する) 参照。

われわれがここで再審理する地方裁判所の六つの判決のうち、第三五四節六項に外交問題権限から挑戦したただ一つの判決は、当該規定は六つの理由で外交問題権限理論に基づき違憲であると判示した。

(1)第三五四節六項の文言とその立法史は、直接外交問題に影響を与える目的を示している、(2)その法律は特定の国々を目標にしている、(3)その法律は、議会が州に規制を明示的に委任した分野を規制するものではない、(4)その法律は、日本国政府および日本企業について否定的な論評のための法的討議場を設定する、(5)日本政府は、これらの請求権の訴訟は関係諸国の外交関係を混乱させかつ妨害すると主張している、(6)合衆国は、国務省を通じて、第三五四節六項は連邦政府の外交問題権限に許しがたく介入するものであると主張している (*Forced Labor (Coreans)*, 164 F. Supp. 2d at 1173)。

第三五四節六項が外交問題権限に違反するという結論に賛成であるが、われわれはわれわれの判決をより狭い理由の上に基礎づける。われわれは、第三五四節六項はそれが戦争請求権を解決する手続を含め戦争を行いかつ解決する連邦政府の排他的権限を侵害するから許されない、と判示する。

[4] 第三五四節六項によって、カリフォルニア州は第二次世界大戦の過程で行われた不法行為を是正しようとしている。用語上、「第二次世界大戦奴隷労働被害者」と「第二次世界大戦強制労働被害者」のみが、§354.6 (b) の規定に基づいて訴訟を提起することができる。この法律における不法行為の実行者——奴隷を使用した個人または団体 (*entities*)——は、「ナチ政権、その同盟国および同調国、またはナチ政権またはその同盟国もしくは同調国の占領

下または支配下にあった地域で営業を行った企業 (enterprises)」を含む (§354.6 (a) (1), (2))。政府的団体は、定義上合衆国の戦時中の敵国であり、一方その規定で定められている「企業」は、それ自身われわれの戦時中の敵国ではないとしても、敵国の領域において、そしておそらく——当事者はこの点を争っていない——われわれの戦時中の敵国の同意を得てかつそのために活動した。戦争の終了後に行われた不法行為は第二五四節六項の下では審理されない。この規定は、戦争に至る数年と戦争自体の数年の期間に起こった行為にのみ関係がある (Id.)。要するに、カリフォルニア州は、戦争から生じた一つの重要な問題に対する自分自身の解決——カリフォルニア州議会がまだ公正に解決されていないと信じる戦時中の行為に対する救済——を創設しようとした。

〔5〕 合衆国はすでに、戦争から生じる請求権を含め戦争を解決するそれ自身の排他的権限を行使した。しかし、合衆国は、われわれの戦時中の敵国またはその国民に対する私的訴権をその解決のなかに組み込むことを選択しなかった。合衆国は、一九四五年のヤルタとポツダムにおける協定に始まる多数の条約と国際協定の当事者になることによって、ドイツとの戦争を解決した。ポツダム協定において、合衆国、英国、およびソビエト連邦は、ドイツとその国民から賠償を取りたてることに同意したが、ドイツまたはその国民に対する私的訴権を含めなかった (Protocol of the Proceedings, Berlin (Potsdam) Conference, Aug. 2, 1945, art. (B) (111), 3 Bevans 1207 参照)。その後の協定もまた私的訴権を創設しなかった。これらの協定には次の協定が含まれる——合衆国およびその他一七カ国の間の一九四六年の 파리賠償条約 (Agreement on Reparations From Germany, Jan. 14, 1946, 61 Stat. 3157, T.I.A.S. 1655 (‘Paris Reparations Treaty’)、西欧列強とドイツ連邦共和国との間の一九五二年の移行協定 (Convention Between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, France, the United States of America and the Federal Republic of Germany on the Settlement of Matters Arising Out of the War and the Occupation, May 26, 1952 (as amended by Schedule IV to the Protocol on

the Termination of the Occupation Regime in the Federal Republic of Germany, Oct. 23, 1954), 6 U.S.T. 4117, 331 U.N.T.S. 219) 合衆国およびその他二〇カ国の間の一九五三年のロンドン債務協定 (Agreement on German External Debts, Feb. 27, 1953, 4 U.S.T. 443, 333 U.N.T.S. 3) ならびにドイツを再統一し一九九一年三月一五日に発効した2+4条約 (Treaty on the Final Settlement with Respect to Germany, Sept. 12, 1990, 29 I.L.M. 1186)⁽¹¹⁾。最近、ドイツと合衆国両政府間の行政協定である二〇〇〇年七月一七日の財団協定は、ドイッチュのような権利主張者のための一つの限定されたかたちの救済手段を用意した (Agreement Between the Government of the United States of America and the Government of the Federal Republic of Germany Concerning the Foundation "Remembrance, Responsibility and the Future")。その財団は、ドイツが合衆国、中・東欧の五カ国、イスラエル、および非政府団体のユダヤ人対独物的請求権会議と交渉して、ナチス時代にドイツの会社によって被害を受けた人々に支払いをする目的で設立した。それは強制労働に従事させられた個人の権利主張者に最高一万五千ドイツ・マルク(約七千五百ドル)支払うことを規定する (Id. at Annex A 参照)。
われわれはかかる支払いが妥当かどうかここで考察する権限を有しない。実際は、いかなる補償も、ホロコースト犠牲者とその家族になされた被害を救済するために十分ではありえないことをわれわれは知っている。

(11) 戦争賠償に関連する限りこれらの協定の有用かつ便利な概観について、*Iwanowa v. Ford Motor Co.*, 67 F. Supp. 2d 424, 448-56 (D.N.J. 1999) および *Burger-Fischer v. Degussa AG*, 65 F. Supp. 2d 248, 265-73 (D.N.J. 1999) 参照。 *Deutsch* 事件における地方裁判所はこれらの判例に全面的に依拠し、ドイッチュの請求権は司法判断に適合しない政治的問題をひき起すというその結論——われわれが意見を異にする結論——を採用した (*Deutsch*, No. CV 00-4405, at 2-6)。地方裁判所は、戦後の諸協定はドイッチュが提起した事項に一括的救済方法を創設した、したがって救済を命令することは裁判所に政治部門の外交問題選択に介入することを要求することになると判決した (Id.)。裁判所は、政治的問題の理論によれば、裁判所が外交問題に係する政策をつくることは許されないことに注目した (Id. at 2 (*Baker v. Carr*, 369 U.S. 186, 211 (1962) を引用して))。した

がって、裁判所は *Deutsch* 事件が司法判断に適合しない政治的問題をひき起こすと考えた。この主張の問題点は、条約は本来的に外交問題を含むという理由で、ある条約の正しい適用に関するすべての紛争を政治的問題とすることである。しかし、政治的問題は合衆国が当事国である条約の要求の単なる適用によっては生じない。条約は法律の効力をもっており (*Missouri v. Hol-land*, 252 U.S. 416 (1920) 参照)。もしそれが自動執行的であるかまたは立法によって実施されているならば、裁判所によって適用されなければならない (*United States v. Alvarez-Machain*, 504 U.S. 655, 667 (1972) 参照)。

〔6〕これらの協定のいずれかが、合衆国の一つの州に、ドイツの会社に対して戦時中の損害を回復することを個人に可能にする私的訴権を創設する権限を与えていると、主張する当事者はいない。しかし、ドイツは、これらのさまざまな協定の文言はかかる訴権を創設することを州に禁止していない、そしてかかる禁止が存在しない以上彼の訴訟は行われうると主張する。ドイツの主張は成立しえない。上述したように、憲法は外交問題に関する権限を連邦政府に排他的に配分しており、そして戦争請求権を解決する権限を含め戦争を行いかつ解決する権限は、憲法の意図する外交問題権限にとって中心的なものである。連邦政府の側において授權を構成する何らかの特定の行為が存在しない以上、州は戦争に関連する紛争についての連邦政府の解決を修正することを含め、外交問題権限を行使することを禁止される。

日本との戦争は、合衆国およびその他四七の連合国と日本の代表によって、一九五一年一月八日サンフランシスコにおいて署名され、一九五二年四月二八日合衆国上院によって批准された平和条約によって終了した (*Treaty of Peace with Japan*, Sept. 8, 1951, 3 U.S.T. 3169, T.I.A.S. No. 2490)。当事者たちは、条約がそれ自身の文言によって控訴人によって提起された請求権を排除するか否か争っているが、それがこの条約に関する唯一の紛争である。条約が日本またはその国民に対する私的訴権を創設している——明示的または黙示的に——とか、あるいは合衆国の州に創設

することを授權しているとか主張する当事者はいない⁽¹³⁾。もう一度言うが、かかる授權がなければ、州は戦争に関連する紛争についての連邦政府の解決を変更する権限を有しない⁽¹⁴⁾。

(12) 中心的な意見の不一致は、第一四条(b)項(上述注(3)に全文引用してある)の意味に関するものである。地方裁判所の判事は、控訴人の請求権は「戦争の遂行中に「日本国」国民がとった行動から生じた」連合国国民の請求権であるから放棄されたと判示した (*Id.*: *Forced Labor (Allied I)*, 114 F. Supp. 2d at 944-4)。控訴人は被控訴人会社の行動は「戦争の遂行中に」(*in the course of the prosecution of the war*) とられたものではないか、またはそうかどうかは事実問題であると主張する。

(13) 控訴人は、もし平和条約第一四条が被控訴人の主張するように日本国民に対する請求権を放棄しているならば、第二六条が第一四条にとって代わると主張する。第二六条の直接関係ある部分は、次のように規定する。

日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益 (*advantages*) をその国に与える平和処理または戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならぬ。

控訴人は、他の諸外国が私的請求権を放棄しない協定を日本と締結しており、それらの協定はそのことよって合衆国に与えた条件より「より大きな利益」をこれらの外国に与えていると主張する。地方裁判所は、第二六条は権利を条約の「当事国」にのみ付与し、個人に付与しないと判示した (*Forced Labor (Allied D)*, 114 F. Supp. 2d at 949)。われわれも、少なくともその規定を援用する権利について賛成である。ある外国がより大きな利益を与えられたか否か、そしてもしそうなら、これらの利益を(それに伴う何らかの小さな不利益とともに)条約に具体化することが合衆国の利益になるか否かを決定するのは、合衆国の特権であつてカリフォルニア州または控訴人の特権ではない。合衆国は私的訴権を認めるために第二六条を援用しなかつた。したがって、控訴人の第二六条への依拠は無効である。

(14) 控訴人の多くがサンフランシスコ平和条約の署名国でない二国——中国と韓国——の国民であることは問題にならない。合衆国が戦争の当事者であつたからには、合衆国がその戦争に対して行う解決は合衆国全体のための解決である。州は、救済を求める者の国籍にかかわらず、その解決を修正する権限を有しない。

第二五四節六項で定義された潜在的原告の少なくとも一集団である捕虜の苦情は (§354.6(a)(2) 参照)、連邦政府に

よって国内立法において取り上げられた。一九四八年の戦争請求権法 (War Claims Act of 1948, 50 U.S.C. app. §§2001-2017p) に基づいて、合衆国およびその属領に存在するドイツ、日本または両国の国民から差し押さえた財産は、権利を侵犯されたアメリカ人捕虜に補償するために使われた (U.S. Foreign Claims Settlement Commission, Settlement of Claims by the Foreign Claims Settlement Commission from September 14, 1949 to March 31, 1955, at 10-11 (1955); 50 U.S.C. app. §2005 (d) (2) (A) 参照)。その法律は、捕虜に彼らの請求権を連邦の機関に提出することを要求した。この機関の決定は最終的であった。法律はドイツまたは日本の諸実体 (entities) に対する私的訴権を想定しなかった (50 U.S.C. app. §2010. 参照)。

[7] カリフォルニア州は、合衆国が第二次世界大戦を終結させた後に、ナチスおよびその同盟国の犠牲者の被ったさまざまな戦時中の被害に対して連邦政府がとった処理の仕方に不満を感じた。カリフォルニア州議会は、連邦政府が確立した条約と補償プログラムのもとで、「ナチ迫害の被害者は、第二次世界大戦の前および大戦中の強制労働者または奴隷労働者としての彼らの労働とその労働を行っている間に被った被害の補償を求める権利の付与を拒否された」(1999 Cal. Stat. 216, §1 (b) (Cal. Code Civ. Proc. §354.6 の注として法典化))と判断した。州議会は、それゆえ、カリフォルニア州が支持し連邦政府が規定しなかった方法でこれらの五四年前の被害を救済するために、第三五四節六項を制定した。控訴人は、国際協定も他の連邦の決定も、カリフォルニア州がそうすることを禁止していないと主張する。しかし、すでに述べたように、係争点は州の権限の欠如であるから、連邦政府が禁止を定めたか否かは問題ではない。連邦政府は、その外交問題権限に基づいて行動して、戦争に対する自己の解決を提供した。カリフォルニア州はその解決を修正する権限を有しない。⁽¹⁵⁾

(15) 人は、ホロコーストはドイツの戦争努力と性質を異にし、それゆえホロコーストから生じた被害は戦争と関連がなく、

かかる被害は戦争と無関係であるから連邦政府の戦争権限に影響を与えない、と主張するかもしれない。われわれは、第三五四節六項に含まれる奴隷化行為が、ナチスまたはその同盟国の軍事目的に役だったとか、あるいは彼らの戦争努力を促進したとか主張する必要はない。われわれはただ、第三五四節六項はその用語からして、もっぱら「第二次世界大戦」奴隷労働被害者のための訴権を創設することに注目する。その規定によって、カリフォルニア州議会は明示的にかかる被害者の被った被害を戦争に關係するものとして定義した。その上、連邦政府の戦争を解決する排他的権限は、必然的に第三五四節六項が救済しようとする被害を処理する排他的権限を含む。条約自身、連邦政府が、不法行為者の行為の目的または効果にかかわらず、すべての戦争中の被害を平和達成に不可欠の問題とみなしたことを確認する。たとえば、パリ賠償条約で、合衆国と他の署名国は、「本条約によつて決定された賠償の分け前は、彼らの各々によつて、自己およびその国民の旧ドイツ政府およびその機関 (Agencies) に対する、戦争から生じた政府的または私的な性格のすべての請求権を含むものとみなされなければならない (Paris Reparations Treaty, Jan. 14, 1946, art.2(A), 61 Stat. 3157, 3163' また、*たつえつ* Treaty of Peace with Hungary, Feb. 10, 1947, art. 30(4), 61 Stat. 2109, 2126 (連合国とハンガリとの間の二辺条約) (ハンガリは、自分自身のためにならびにハンガリ国民に代わつて、一九四五年五月八日現在のドイツおよびドイツ国民に対するすべての請求権を放棄する。ただし、一九三九年九月一日以前に締結された契約その他の義務および取得された権利から生じたものは除く) 参照)。

[8] この問題の検討を終える前に、第三五四節六項の合憲性のための控訴人の最も強力な主張——第三五四節六項はわれわれが *Gerling* 事件で支持した H V I R A と「著しい類似点を有する」という主張——について考察しなければならぬ。控訴人は正しく二つの類似点を指摘する。第一に、第三五四節六項と同様に H V I R A はナチス時代の不法行為に關係する。第二に、第三五四節六項(少なくともわれわれの前にある事件に適用される限り)に基づく場合と同様に、H V I R A によつて規制される当事者は会社である。しかし、類似性はそこまでである。第三五四節六項と違つて、H V I R A は過去の不法行為に対して被害者に補償することを企業に要求しようとしない。とくに、われわれが *Gerling* 事件で注目したように、H V I R A は「ヨーロッパの保険会社にヨーロッパの保険証券に基づく請

求権について支払いまたは不支払い」の義務を課さない（*Gerling*, 240 F.3d at 745）。H V I R A は報告の要件を課すだけであつて、その不履行の唯一の結果は爾後カリフォルニア州で営業ができなくなるものである（*id.*）。第三五四節六項は数十年も昔の戦争中の不法行為に対する金銭的救済を用意しようとするのに対して、H V I R A は将来に向つての規制的法律である⁽¹⁶⁾。要するに、第三五四節六項と違つて、H V I R A は被告に彼らの過去の戦争中の不法行為に対して責任を負わせようとするものではない。したがつて、それはかかる行為から生じる請求権の解決を含め戦争を行いかつ解決する連邦政府の排他的権限に影響を与えない。

(16) *Gerling* 事件の控訴人は、第一審では、ナチス時代の保険請求権の支払いを強制することを企図した他の二つの制定法（*Cal. Code Civ. Proc.* §354.5; *Cal. Ins. Code* §790.15 参照）に挑戦したが、それらの請求権は当事者適格を欠くために却下され、控訴審では主張されなかった（*Gerling*, 240 F.3d at 745⁵、また、*Gerling Global Reinsurance Corp. of Am. v. Low*, 296 F.3d 832, 842 & n. 7 (9th Cir. 2002), cert. granted sub nom. *Am. Ins. Ass'n v. Low*, 71 U.S.L.W. 3373 (2003) 参照）。

[9] カリフォルニア州は、われわれの旧敵国およびその領域において事業を行った者に対する戦争に関連する請求権のための訴権を創設する権限をもたず、第三五四節六項は州による外交問題権限の行使に対する制限と抵触するから、われわれは第三五四節六項は違憲であると判示する。

Ⅲ. 出訴期限

[10] 第三五四節六項に加えて、控訴人は判例法、カリフォルニア州の制定法および憲法に基づいて、ならびに外国人不法行為請求権法（上述参照）に基づく国際法違反のために、種々の不法行為請求権（*tort claims*）を提起する。これらのすべての請求権は、それぞれの出訴期限によって阻止される（出訴期限に関しては、*Walker III* 判決とそれほど大きな違いはない。時間的余裕がないので今回は以下省略し、機会をみて改めて紹介したい—山手）。

IV. 裁判管轄権

われわれの前にある事件の多くには、議論の余地のない連邦管轄権が存在する。若干の事件、たとえば *Deutsch* 事件や *Dunn v. Nippon Steel Corp.* 事件⁽²¹⁾には、州籍の相違に基づく管轄権 (28 U.S.C. §1332) が存在する。いくつかの他の事件、たとえば *Terrence v. Mitsui & Co.* 事件、*Wheeler v. Mitsui & Co.* 事件、および *Kim v. Ishikawajima Harima Heavy Indus. Co.* 事件では、控訴人は国際法に基づく請求権を主張し、かくして 28 U.S.C. §1331 に基づく連邦事物管轄権を生じさせる。

(21) *Dunn* 事件においては、請求金額が訴状に記載されておらず、また地方裁判所によって決定されてもいない。しかし、控訴人は、約二年間の未払い賃金に対する、およびその間被告とその先行会社の手によって被った重大な肉体的精神的被害に対する、補償と懲罰的損害賠償を請求している。かくして、本件が 28 U.S.C. §1332 の州籍の相違に基づく管轄権に必要な最低七万五千ドルの請求金額の要件を充たすことは疑いない。

併合された多くの事件のなかには、連邦管轄権が確実でないかもしれないものが若干存在する。これらの事件の控訴人は、第一審で、州籍を異にしない被告に対して、州法に基づいて⁽²²⁾、州裁判所における救済を求めた。移管および併合の後、控訴人の若干は州裁判所への差戻しを求めた。地方裁判所は、彼らの申立てを、「訴状は……、その文面上、外交関係の連邦判例法にかかわりがある」という理由で退けた (*Forced Labor (Allied I)*, 114 F. Supp. 2d. at 943)。被控訴人も他の理由で差戻しに反対した。これらの事件の若干における控訴人——正確には差戻しを申し立てたグループと同じではない——は、いま連邦管轄権の欠如を主張している。

(22) 若干の原告は、移管後、連邦請求権を含めるために彼らの訴状を修正したかまたは修正しようとしたけれども、かかる修正は移管管轄権の評価には関係がない (*Abada v. Charles Schwab & Co.*, 300 F.3d 1112, 1117 (9th Cir. 2002))。

通常ならば、もちろんわれわれはすべての管轄権問題を、われわれが本案に進むことができるか否かを決定するものであるから、最初に論ずべき問題として扱うであろう。しかし、ここに併合された事件に関しては事情が異なる。なぜならば、管轄権が争われている事件は、管轄権が确实でそして管轄権が争われている事件と併合された一つまたはそれ以上の事件によって提起されていない本案問題を提起していないからである。要するに、われわれはそれぞれの事件に管轄権があるか否かにかかわらず、これらの併合された事件の本案のすべてを扱わざるをえないのである。さらには、すべてのこれらの事件の最終的な生き残りは、第三五四節六項の効力にかかっている。第三五四節六項は違憲であるというわれわれの判断に照らしてみれば、連邦管轄権が不确实な事件の州裁判所への差戻しは、州裁判所はただ請求権を棄却する（dismiss... with prejudice）だけだから無駄なことである（Bates v. Jones, 127 F.3d 870, 873 (9th Cir. 1997)（カリフォルニア州最高裁判所は「連邦法の問題に関する本裁判所の直接に適用しうる決定をいまだ無視したことがない」ことに注目）参照）。したがって、不确实な管轄権の問題についてのわれわれの決定は、いずれの事件の結果にも影響をもちえないであろう。

これらの理由のために、われわれは不确实な管轄権の問題を扱うことをやめ、ただわれわれの前にあるすべての事件についての地方裁判所の却下を確認するにとどめる。

結 論

以上の理由により、われわれはカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項は合衆国の外交問題権限に対する違憲の侵害であり、また控訴人の残りの請求権は適用可能な出訴期限によって阻止されると判示する。地方裁判所の判決は維持される。

(3) 問題点

(1) Reinhardt 判決は、カリフォルニア北部地区連邦地裁のウォーカー判事が担当してきた第二次大戦期日本強制労働訴訟と、ドイツ企業に対するナチ期奴隷労働訴訟の一つである *Deutsch v. Turner* 事件との併合控訴審判決である。二九件の事件すべてが、主たる訴訟原因としてカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項、そしてそれに加えてカリフォルニア州法または国際法に基づくいろいろな訴訟原因を主張している。

これに対して、Reinhardt 判決は、第三五四節六項は連邦政府の排他的外交問題権限に対する違憲の侵害であり、また残りの訴訟原因はそれぞれに適用される出訴期限の期間が徒過しているという理由によって控訴を却下し、第一審の諸判決——それぞれ原告の訴えを却下する——を支持した。

(2) Walker III 判決も Reinhardt 判決も、第三五四節六項が連邦政府の排他的外交問題権限を侵害し違憲である⁽¹¹⁾と考える点では同じであるが、なぜ排他的外交問題権限を侵害するかの論証の仕方は異なっている。前者は六つの問題点をあげ、それぞれについて詳細な考察を加えてこの結論に達するのに対して、⁽¹¹⁾後者は連邦政府の排他的外交問題権限のなかでその中核をなし、したがってそれが連邦政府の排他的権限であることには誰も反対しないはずである。「戦争を行いかつ解決する権限」(戦争請求権を解決する手続・方法を決定する権限も含まれる)に注目して、「第三五四節六項は戦争を行いかつ解決する連邦政府の排他的権限を侵害するから違憲である」とする。

したがって、Reinhardt 判決の場合、ドイツの戦後処理諸条約および日本国との平和条約が戦争請求権について一括処理の方法をとって私的訴権を認めなかったこと、およびカリフォルニア州議会がこれを不満として戦争請求権について私的訴権を創設したことを論証すれば足り、その点ではこちらの方が議論がより簡明・直截で理解しやすく、その分より説得的であると言えるかもしれない。

これに対し、Walker III 判決がより広範な考察を行ったのは、排他的外交問題権限は「対外問題に関する権限は州と分有されず、連邦政府に排他的に付与されている」（Pink 事件）と原則的に言われながら、実際にはその具体的範囲は必ずしも明確でなく、実際に適用されて州の法律を無効とした事例は少ないことから、まず諸判例を検討してこの理論の妥当な適用範囲または条件を確定するという周到な作業が必要であると判断したためと思われる。そして、その作業を行った結果、第三五四節六項の被告への適用は「持続的かつ微妙な方法で国際関係に影響を与え、」合衆国において「混乱ないし当惑の大きな可能性」を有し、日本において「偶然的または間接的影響より以上のもの」をひき起こすと結論する。そして、「よって、本件被告に対する訴訟原因を韓国人および中国人原告に与えるカリフォルニア州の試みは、連邦政府の排他的外交問題権限に対する違憲の侵害である」と判示した。

Walker III 判決を仔細にみると、理由の第一点の考察のところで、「第三五四節六項の文言とその制定者の発言は、この法律が外交政策的すなわち個人が戦争に関連した賠償を獲得するメカニズムをつくる目的を有することを証明している。……したがって、第三五四節六項は、カリフォルニア州の裁判所を賠償のための手段とする⁽¹²⁾ことによって、カリフォルニア州を賠償請求権の処理というとりわけ連邦的な外交政策機能に関わらせるものである⁽¹²⁾」（傍点山手）と述べており、「戦争請求権を解決する手続を含め戦争を行いかつ解決する連邦政府の排他的権限」という言葉は使われていないが、実質的にはこの個所は Reinhardt 判決と同じく外交問題権限の中心事項の「戦争請求権処理を含む戦争の開始・処理の権限」の侵害のことを論じていると見てよいと考えられる。

(3) 連邦地裁のウォーカー判事は、二八人の原告のうち連合国捕虜とフィリピン人については、対日平和条約第一四条(b)項によって連合国民の請求権は放棄されているという理由で訴えを却下し（Walker I 判決、Walker II 判決）、中国人・韓国人については、彼らは平和条約締結国の国民ではないから第一四条(b)項は適用されず、また彼らの戦争

請求権処理の問題については平和条約は専占していないから、以上の限りではカリフォルニア州は第三五四節六項を有効に制定することができるかにみえるが、もう一つ第三五四節六項の内容が州に許される外交問題に関わる権限を越えて連邦政府の排他的外交問題権限を侵害していないかという問題があり、この点についてまさしく同法は連邦政府の排他的外交問題権限を侵害しており違憲の立法であると結論した(Walker III判決)。

これに対して、Reinhardt判決は、平和条約第一四條(b)項が原告II控訴人の請求権を排除するかが当事者間で争われているが、「条約が日本またはその国民に対する私的訴権を創設している——明示的または黙示的に——とか、あるいは合衆国の州に創設することを授權しているとか主張する当事者はいない。……かかる授權がなければ、州は戦争に関連する紛争についての連邦政府の解決を変更する権限を有しない」と述べ、ここに注を付して、「控訴人の多くがサンフランシスコ平和条約の署名国でない二国——中国と韓国——の国民であることは問題にならない。合衆国が戦争の当事者であったからには、合衆国がその戦争に対して行う解決は合衆国全体のための解決である。州は、救済を求める者の国籍にかかわらず、その解決を修正する権限を有しない。」(傍点山手)と述べる(原注(14))。こうして、Reinhardt判決は、日本関係訴訟の原告II控訴人の国籍について平和条約の締約国の国民と非締約国の国民とを区別せず、Walker I, II, IIIの三つの判決(およびDeutsch事件第一審判決)全体に対して第三五四節六項違憲論の判決一本をもって控訴審判決とした。原審の諸判決は理由は別としていずれも訴えを却下する点では同一であるから、この原審の結果を支持する点ではこれでも差し支えないかもしれないが、理論的には解明を要する問題が残されているように思われる。

第一に、Walker I判決(連合国捕虜関係)とWalker II判決(フィリピン人関係)は第三五四節六項の合憲・違憲問題には一切触れず、平和条約第一四條(b)項による放棄論のみで判決した。もしこのことが、連合国国民に関連しては

違憲論が成立しないとウォーカー判事が考えたためであったとしたならば、Walker I, II判決とReinhardt判決は推論内容において矛盾することになるが、この点については私がすでに見たように、⁽¹³⁾ Walker III判決の違憲論は連合国民に關しても成立するという立場をウォーカー判事はとっているけれども、不必要な違憲審査を避けるために憲法問題より法律問題を先に審理した（*Department of Commerce v. United States House of Representatives*, 525 U.S. 316, 343-44 (1999) 参照）ものと考えることが可能で、したがってこの点では違憲論のReinhardt判決をもって条約による放棄論のWalker I, II判決の控訴審判決とすることに矛盾はないであろう。

第二に、Walker III判決（中国人・韓国人關係）は、原告の国籍を重視して、中国人・韓国人は平和条約によって請求権を放棄されておらず、また第三五四節六項は彼らに適用される限り平和条約によって専占されていないと考える。その結果、さらに分析を進めて連邦政府の排他的外交問題権限の理論によって第三五四節六項を違憲としたのであった。これに対して、Reinhardt判決は、原告が平和条約の締約国の国民でないことは問題ではないという。これはどう考えるべきであろうか。

まず、このラインハート判事の発言がいかなる文脈でなされたかであるが、それは彼が本文において、基本的に、戦争請求権の解決の手續を含め戦争を行いかつ解決する権限は連邦政府にのみ付与されていることを見た上で、具体的に日本關係の考察に移って、平和条約第一四條(b)項の解釈については当事者間に争いがあるが、対日平和条約が私的訴権を明示的または默示的に創設しているとか、アメリカの州に創設することを授權していると主張する当事者はいない。かかる授權がなければ、州は戦争に關連する紛争についての連邦政府の解決を変更する権限を有しないと述べたところで、この注を付しているのである。したがって、彼は平和条約の締約国でない国の国民に対しても、平和条約の授權の有無の効果を及ぼしていることになる。直接彼らは条約に拘束されないにしても、米国が拘束されるか

ら反射的にその結果を受けるといっているのであろうか。それにしても、国籍が問題でないことの理由についての原注(14)の説明(私が傍点を付した箇所)は、意味がよくつかめないところがある。説明不十分のそしりをまぬかれないのではないか。

つぎに、もし平和条約非締約国国民に対する Reinhardt 判決のこの論理がとおるとすると、Reinhardt 判決は Walker III 判決の推論と異なつて、実質的には平和条約が第三五四節六項——それが非締約国民に適用される場合も——を専占していることを認め、さらには平和条約第一四條(b)項の彼らへの適用を事実上認めていることにならな
いであろうか。もしそうだとすると、Reinhardt 判決と Walker III 判決とは、同じ第三五四節六項違憲論といいな
らその推論の内容はかなり大きく異なつてことになる。

(4) ナチ期奴隷労働訴訟の多くが、東海岸の連邦地方裁判所に国際法違反を主たる訴訟原因として訴えられたのと
比較して、*Deutsch v. Turner* 事件はカリフォルニア州の上位裁判所に(ただし州籍の相違により連邦地方裁判所に移管)、
同州民事訴訟法第三五四節六項を主たる訴訟原因として訴えられた点でユニークである。同じ第三五四節六項を訴訟
原因とするから、本控訴審で第二次大戦期日本強制労働訴訟の事件と併合審理されたことは不自然ではないであろう
(実際の訴訟件数は圧倒的に少ないが、本判決の指摘するとおり本来第三五四節六項はナチ政権とドイツ企業を主たるターゲット
としているはずであるから、その意味では *Deutsch v. Turner* 事件こそが第三五四節六項関連訴訟の本命といふべきかもしれない。
そう考えれば、本控訴審判決が *Deutsch v. Turner* 事件を一番最初にかかげ、したがって判例引用もこの件名でなされることも納得
がいくであろう)。

なお、本判決で複雑なはずのドイツ戦後処理諸条約をわずか一、二頁の分析でさばき、それらが戦争請求権に関し
ては一括救済方式を採用して私的訴権を創設しなかつたと主張することができたのは、もちろん本判決も注で言及し

ついで二つの先例 (*Iwanowa v. Ford Motor Co.*, 67 F.Supp. 2d 424, 448-56 (D.N.J. 1999) および *Burger-Fischer v. Degussa AG*, 65 F.Supp. 2d 248, 265-73 (D.N.J. 1999)) における詳細な分析があればこそである。ところでラインハート判事は、上述の点では二つの判例を評価しそれに従うが、原告の請求権が司法判断に適合しない政治的問題をひき起こすとする点についてはこれを強く批判している(これらの先例にならってドイツ人の請求権について同じ主張をする *Deutsch v. Turner* 判決について批判するかたちで)。しかし、その理由については簡単に次のように述べるだけである。「この主張の問題点は、条約は本来的に外交問題を含むという理由で、ある条約の正しい適用に関するすべての紛争を政治的問題とすることである。しかし、政治的問題は合衆国が当事国である条約の要求の単なる適用によっては生じない。条約は法律の効力をもっており (*Missouri v. Holland*, 252 U.S. 416 (1920) 参照)、もしそれが自動執行的であるかまたは立法によって実施されているならば、裁判所によって適用されなければならない (*United States v. Alvarez-Machain*, 504 U.S. 655, 667 (1972) 参照)。」(原注11) これだけでは説明が不十分で、*Iwanowa* 判決自体の論理もラインハート判事の批判の論理も十分にわれわれに伝わらないのではないか。この問題は上記判例の紹介をする別の機会に、あらためてとり上げるつもりである。

(5) *Jeong III* 判決 (*Jeong* 事件カリフォルニア州控訴審判決) との比較については、同判決を次号で紹介する際に行う予定なので今回は触れない (*Reinhardt* 判決の意義は、*Walker III* 判決との比較よりも、*Jeong III* 判決との比較においてより明らかになるであろう)。

註

(11) 拙稿「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」(続編) (1) 『京都学園法学』三六・三七号

(二〇〇二) 四五―四九頁参照。

(12) 同上四五―四六頁。

(13) 同上六〇頁。

(未完)